

福祉奨学金支給のご案内

経済的理由により高等学校などの修学が困難な生徒を対象に、福祉奨学金を支給します。
対象者に該当する方は申請してください。(返済の必要がない奨学金です。)

対象者	次のすべての要件に該当する方 ① 高等学校かそれに準ずる学校に在学する方 ② 市県民税非課税世帯の方 ③ 生活保護世帯ではない方 ④ 市内に1年以上在住している方		
支給金額	年額 10,000 円		
申請方法	申請書類 及び 注意事項	① 申請書	社会福祉協議会の窓口で配布します。 またホームページ www.seto-shakyo.or.jp からダウンロードできます。
		② 住民票	世帯全員分（続柄記載あり） 令和2年6月1日以降のもの
		③ 在学証明書	令和3年1月4日以降のもの
		④ 市県民税非課税証明書	収入のある方全員分 令和2年度分（令和元年分の所得）
		⑤ 振込先口座のわかるものの写し	通帳など、対象者本人名義に限ります
	申請先	瀬戸市社会福祉協議会 総務グループ 〒489-0919 瀬戸市川端町 1-31（やすらぎ会館内）	
申請期間	令和3年2月1日（月）～2月15日（月） 午前8時30分～午後5時15分 ※ 土曜日、日曜日、祝日を除く ※ 郵送可（2月15日消印有効）		

<問い合わせ先> 総務グループ ☎84-2011